

## 役員 の 改 選

会 長 1名  
副会長 若干名  
理 事 若干名  
監 事 2名

平成24年7月12日 提出  
平成24年7月 日

全国森林環境税創設促進議員連盟  
会 長 板 垣 一 徳

## 役員 の 選 出 規 程

役員は上記のとおりとするが、副会長は各ブロックから選出し、理事は正副会長が選出されていない各都道府県から1名を選出するものとする。ただし、北海道ブロックはこの限りでない。

役員任期は2年とする。ただし再選は妨げない。

平成8年8月5日 制定  
平成10年7月22日 改正  
平成14年7月12日 改正

### 全国森林環境税創設促進議員連盟規約（抜粋）

第8条 本会に次の役員をおく。選出は役員選出規定による。

会 長 1名  
副会長 若干名  
理 事 若干名  
監 事 2名

第9条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会において選任する。
- 3 第2項の役員の任期は、前任者の残任期間とする。